



あんなが

平成24年

Vol.80

11月1号

碓氷郡の神と仏



善光寺式阿弥陀三尊像 板鼻・間名寺所蔵



間名寺の笈 板鼻・間名寺所蔵



木彫神像 上後閑・満行寺所蔵

学習の森企画展「碓氷郡の神と仏」

11月3日(土)から、学習の森ふるさと学習館において、第12回企画展「碓氷郡の神と仏」が開催されます。詳しくは2ページをご覧ください。

主な内容

- P 2 企画展「碓氷郡の神と仏」
- P 3 知っていますか成年後見制度
- P 4 「いきいき安中健康21」からのお知らせ

市長対話の日

11月24日(土) 本庁 市民ロビー
 12月はお休みです。
 時間▶午前10時～正午
 ※受付は午前11時まで
 ※都合により時間が変更になることもあります

人口と世帯

住民基本台帳人口(9月末日現在)

日本人住民			外国人住民			合計	世帯数
男	女	計	男	女	計		
30,454	31,650	62,104	171	241	412	24,485	

2012 11/3 (土)



2013 2/3 (日)

この度、安中市学習の森ふるさと学習館では第12回企画展「碓氷郡の神と仏」を開催する運びとなりました。

そこで本企画展では、安中市を中心とするかつての碓氷郡域の寺社に伝えられてきた寺宝社宝などを中心として展示し、碓氷郡の信仰世界を探っていきます。

この展示を通じて郷土の歴史や文化への理解を深めてもらいたいと思います。



碓氷郡の神と仏

🌸 公演会 八城の人形浄瑠璃

平成24年11月11日 (日)

八城の人形浄瑠璃

演目「絵本太功記 第十段 (尼ヶ崎の段)」

城若座操人形保存会

🌸 企画展連続講座

「碓氷郡の信仰世界を読み解く」

第1回 平成24年11月25日 (日)

「石仏に観る庶民の信仰世界」

中尾 堯氏 (立正大学名誉教授・前日本古文書学会会長)

第2回 平成24年12月16日 (日)

「東国における初期五輪塔—安中市松岸寺塔造立に至る経緯—」

磯部 淳一氏 (高崎市教育委員会)

第3回 平成25年1月20日 (日)

「碓氷峠牛玉と信玄武将の起請文」

大河内 千恵氏 (國學院大学大学院博士後期課程)

第4回 平成25年2月3日 (日)

「経典と中世社会」

生駒 哲郎氏 (東京大学史料編纂所図書部・武蔵野大学客員研究員)

各回▶午後1時30分～午後3時30分

定員▶50人 (先着順)

資料代▶300円

(5回分の資料代および観覧料を含む)

申込み▶電話でふるさと学習館へ (当日受付可)

(☎382-7622)

休館日▶毎週火曜日

臨時休館日▶10/31～11/2

(企画展準備のため)

振替休館日▶11/7、11/28、12/26、

12/29～1/3、1/16

知っていますか

成年後見制度

成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害などにより、判断能力が不十分な人が財産などの面で不利益を被ったり、人としての尊厳が損なわれることがないように、その人を支援する人（成年後見人など）を選ぶことで、法律的に支援する制度です。



● どのようなことに対して支援が受けられるの？

財産管理…本人の預貯金の管理、不動産などの

処分、遺産分割など財産に関する契約などについての助言や支援

身上監護…介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退所の手続きや費用の支払いなど、日常生活に関わってくる契約などの支援

● どんなときに利用するの？

○物忘れなどにより、財産管理に自信がなくなってしまった。

○悪質な訪問販売などにより、必要のない高額の品物を買わされてしまったので、そのようなことを防ぎたい。

○一人暮らしで頼れる人もいないので、将来の不安に対する準備をしておきたい。

○不動産の売買や生命保険の受け取りをしたいが、契約書などの書類を理解できない。

● 判断能力の違いにより、任意後見制度と法定後見制度の2つに分かれます

◎任意後見制度とは…判断能力のある人が将来に備えて利用します。

現在は判断能力がある人が、将来、認知症などで判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ誰にどのような支援をしようかを公正証書により契約しておく制度です。判断能力が不十分になった後、支援が始まります。

◎法定後見制度とは…判断能力の不十分な人が利用します。

利用する人の判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てを行い、援助者として成年後見人など（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれます。



市では群馬県社会福祉士会の協力により、下記のとおり成年後見制度に関する相談会を行います。ご自身やご家族のことで金銭管理・法的な手続きなどに不安がある人、成年後見制度の利用を検討している人はぜひご参加ください。

※時間制・個別面談での相談会のため事前予約が必要です

開催日▶平成24年12月11日(火)
場所▶安中市役所本庁および松井田支所
参加費▶無料

申込み・問合せ▶11月30日(金)までに本庁介護高齢課地域包括支援センター(☎内線1188)までお申し込みください。



『いきいき 安中健康21』 からのお知らせ

● 糖尿病 11月14日は「世界糖尿病デー」

国連は拡大を続ける糖尿病の脅威を踏まえ、11月14日を「世界糖尿病デー」として指定しました。さらにIDF（国際糖尿病連合）は、「Unite for Diabetes」（糖尿病との闘いのため団結せよ）というキャッチフレーズと、国連や空を表す「ブルー」と、団結を表す「輪」を使用したシンボルマークを採用し、全世界での糖尿病抑制に向けたキャンペーンを推進しています。

県内では、建造物をブルーにライトアップするキャンペーンを各地で行っており、今年は高崎白衣観音、草津町の湯畑を予定しております。

安中市の疾病分類別の医療費では、がん、高血圧、脳卒中、糖尿病、心臓病と糖尿病は上位に位置しています。これらの生活習慣病が原因とする疾病が、医療全体の約3割を占めています。

また、糖尿病と高血圧は同時に発病することが多く、糖尿病患者の6割以上が高血圧を合併していると言われています。加えて、高血圧の人が糖尿病になる危険性も高く正常血圧の人の2倍以上となっています。



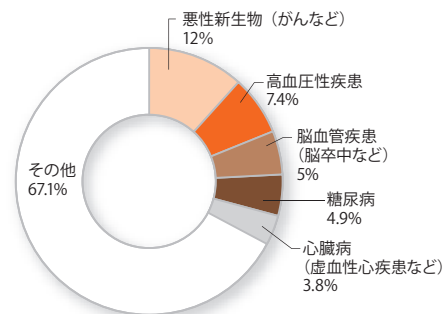
高崎白衣観音：ブルーライトアップ

高血圧になりやすい主な理由

- ①肥満
- ②動脈硬化
- ③インスリン抵抗性（インスリンの効が悪くなると血糖値が上がり、血糖値を下げるため多くのインスリンが分泌されます。こうした高インスリン血症の状態になると、交感神経の緊張が高まったり、血液中のナトリウムが増えて血液量が増加したりして、血圧が上昇します。）
- ④腎機能の低下（糖尿病で腎機能が低下すると、ナトリウムの排泄が上手くできなくなり、血液中のナトリウム濃度が高まります。濃度を保とうとして血液量が増え、血圧が上昇します。）
※腎臓の機能が、長い時間をかけて低下した状態であると発症するといわれている慢性腎臓病（CKD）があります。
一度失われた腎臓の機能は、ほとんど回復しません。初期段階では自覚症状がほとんどありませんので、定期健診を必ず受けましょう。
全身がむくむ、尿に変化、体がだるい、貧血、食欲がない、吐き気があるなどが危険信号です。



疾病分類別診療費



● が ん

がんは、日本において昭和56年より死因の第1位となり、現在では、年間30万人以上の国民ががんで死亡しています。これは、3人に1人が“がん”で死亡していることとなります。また、生涯のうちにがんに罹る可能性は、男性の2人に1人、女性の3人に1人と推測されています。

生活習慣改善のポイント

- ①減塩する
食塩は1日6g未満
- ②野菜はたくさん、コレステロールや飽和脂肪酸（肉）は控えめに
- ③適正体重を維持する
BMI25を超えない
※BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)
- ④運動療法
有酸素運動(ウォーキングや水泳など)を1日30分以上
- ⑤お酒は控えめに
- ⑥禁煙

日本高血圧学会、高血圧治療ガイドライン2004より改変

● 循環器病

心臓病と脳卒中をあわせて、循環器病と呼んでいます。日本人の死因の2位が心臓病、3位が脳卒中ですが、これらの総数は1位のがんとほぼ並びます。高血圧や高コレステロール血症などが循環器病のリスクですが、近年は治療法の進歩などにより軽症の高血圧が増え、死に至るような重篤な脳出血が減る一方、メタボリックシンドロームとも関連の深い脳梗塞が増えています。

次回は、1月1日号に『いきいき郷土料理』を予定しています。

問合せ▶本庁健康づくり課保健指導係(☎内線1174)

もしあなたが市税を滞納してしまうと

税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。福祉や教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、非常に大切な財源です。

市税を滞納することは、納期限内に納税している大多数の市民との公平性を欠くこととなります。また、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすこととなります。このため、大多数の納期限内納税者の代弁者として、「滞納は許さない」を合言葉に、市では毅然とした態度で、滞納処分（財産差押）に取り組んでいます。

滞納処分に関するよくあるQ & A

Q1. 事前に連絡もなく、預金を差押されました。いつ差押するか連絡はもらえないのですか？

A1. 税金は納期限内に納付いただくのが原則です。納期限を過ぎても納付がない人には督促状を発送します。督促状発送日から10日を経過したときは差押しなければならずと法律に明記されています。また督促状以外にも、催告書などにより再三納税の催告がされていると思います。市役所からの通知は必ず確認してください。なお、「いつ差押を執行します」と連絡することはありません。

Q2. 勤務先に給与照会がきて、勤務先に滞納があることが知られてしまいました。プライバシーの侵害ではないですか？

A2. 税金を滞納している人に対しては、市は法律に基づいて、すべての財産について調査する権限を持っています。調査を受けた勤務先・金融機関などはその調査に協力しなければならず、個人情報保護法に触れることはありません。

Q3. 分割納付しているのに、給与を差押されました。なぜですか？

A3. 分割納付は、やむを得ない事情により納期限内に納付が難しい人への一時的な措置です。財産調査の結果、納税する資力が十分であると判断した場合、給与の差押や預貯金の差押、生命保険の差押などを執行することがあります。

Q4. 住宅ローンがあって納税できません。どうしたらよいでしょうか？

A4. 納税は国民の義務であり、税金はすべての債務に優先すると法律に定められています。住宅ローンがあるため納税できないというのは全く理由になりません。

Q5. 納期限日を過ぎて納付したため、延滞金納付書が届きました。納付しなければなりませんか？

A5. 税金は納期限内納付が原則であり、納期限内に納付している人との公平性を保つため、延滞金を徴収します。なお、延滞金を納付いただけない場合も、滞納処分（財産差押）の対象となります。

その他市税に関するよくあるQ & A

Q1. 2月に安中市から転出しましたが、安中市から市県民税の納税通知書が届きました。なぜですか？

A1. 安中市市県民税の納税義務者は、1月1日に安中市に住所を有する人であり、その人に1年分の市県民税が課税されるからです。

Q2. 3月に土地を購入しましたが、安中市から固定資産税の納税通知書が届きません。なぜですか？

A2. 固定資産税の納税義務者は、1月1日の土地・家屋の所有者（登記名義人）であり、その人に1年分の固定資産税が課税されるためです。この場合は、来年度から固定資産税が課税されます。

Q3. 5月に軽自動車を廃車しましたが、安中市から軽自動車税の納税通知書が届きました。なぜですか？

A3. 軽自動車税の納税義務者は、4月1日に軽自動車（軽四輪・バイクなど）を有する人であり、その人に1年分の軽自動車税が課税されるからです。

Q4. 原付バイクを廃車したいのですが、どうすればよいでしょうか？

A4. ナンバーと印鑑を市役所（本庁税務課・支所住民課）にお持ちください。ナンバーがない場合、または、原付バイクが盗難などにあって既になくなってしまっている場合などは、電話でお問い合わせください。乗車していなくても廃車届がされていない場合は、来年度も課税されます。

納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税の納期ごとの納付が困難な場合は、**一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。**一括納付が難しい場合には、分割納付にも応じることもできます。**まずは、納付できない理由をお聞かせください。**

●夜間納税相談窓口

市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、下表納期限日に夜間窓口を開設しています。

開設日	11月30日（金）	時間	午後8時まで
	12月25日（火）		
	1月31日（木）	場所	本庁収納課
	2月28日（木）		

問合せ▶本庁収納課収納整理係（☎内線1082・1084）

人事行政の 運営等の状況

市民の皆さんに、市役所についてより一層のご理解をいただけるよう、次のとおり平成23年度の市の人事行政の運営等の状況をお知らせします。

なお、より詳細な公表については、市ホームページ (<http://www.city.annaka.gunma.jp/>) で公開しています。

問合せ▶秘書課職員係 (☎内線1030)

1. 職員の任免および職員数

(1) 職員の任免状況(平成23年度中 医療職・教育職を含む)
採用者数…31人 退職者数…39人

(2) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数		対前年 増減数	
	H22	H23		
部 門				
普 通 会 計 部 門	議 会	5	5	0
	総 務	99	98	-1
	税 務	36	36	0
	民 生	60	61	1
	衛 生	48	48	0
	労 働	1	1	0
	農林水産	32	32	0
	商 工	8	8	0
	土 木	41	39	-2
	計	330	328	-2
公 営 企 業 等 会 計 部 門	教 育	106	103	-3
	小 計	436	431	-5
	病 院	169	168	-1
	水 道	37	37	0
	下 水 道	10	10	0
そ の 他	38	38	0	
小 計	254	253	-1	
合 計	690	684	-6	

※普通会計部門における人口10,000人あたり職員数68.78人(類似団体の人口10,000人あたり職員数78.49人)

(3) 採用試験の実施状況

採用試験の実施状況	申込者数	合格者数
中級試験(H24.4.1採用)	138人	17人
初級試験(H24.4.1採用)	17人	1人

※医療職を除く

3. 職員の勤務時間・その他勤務条件

(1) 勤務時間

1週間の勤務時間…38時間45分

始業時間…午前8時30分

終業時間…午後5時15分

(2) 休暇の種類

年次有給休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇

(3) 育児休業および部分休業

育児休業…子の養育のためその子が3歳に達する日まで取得できます。

部分休業…小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に1日2時間を超えない範囲で取得できます。

イ 年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳
職員数	0人	28人	38人	55人	89人	85人

区 分	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上
職員数	79人	63人	48人	97人	90人	12人

合計…684人

ウ 職員数の推移

年 度	過去5年間の増減数(率)						
	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	
一般行政	375	350	338	330	330	328	-47 (87.47%)
教育	117	112	110	103	106	103	-14 (88.03%)
普通会計	492	462	448	433	436	431	-61 (87.60%)
公営企業等会計	278	271	280	266	254	253	-25 (91.01%)
計	770	733	728	699	690	684	-86 (88.83%)

※各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です

※合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数です

4. 職員の分限および懲戒処分

(1) 分限処分

職員の勤務実績が良くない、その職に必要な適正を欠くなどの場合に行われる処分、免職・休職・降任・降給があります。

(2) 懲戒処分

職員が職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行を行った場合に行われる処分、免職・停職・減給・戒告があります。

5. 職員の服務

営利企業等の従事状況

職員が営利企業等に従事することは制限されていますが、消防団などの活動には許可を得て従事させています。

2. 職員の給与

(1) 人件費の状況(平成23年度普通会計決算)

住民基本台帳人口(平成23年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率(B/A)
62,269人	22,622,682千円	1,744,476千円	4,173,461千円	18.4%

※平成22年度の人件費率18.4%

(2) 職員給与費の状況(平成23年度普通会計決算)

職員数A	給 与 費				1人当たり給与費(B/A)
	給 料	職員手当	期 末・ 勤 勉 手 当	計 B	
430人	1,688,086千円	197,119千円	584,210千円	2,469,415千円	5,742千円

※職員手当には、退職手当を含みません。

※職員数は平成23年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
安中市(一般行政職)	43.1歳	328,200円	376,617円
安中市(技能労務職)	49.8歳	296,500円	322,732円
群馬県	43.7歳	348,770円	424,554円
国	42.3歳	327,205円	—

(4) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	安中市	群馬県	国	
一般行政職	大学卒	172,200円	177,300円	172,200円
	高校卒	140,100円	143,400円	140,100円
技能労務職	高校卒	140,100円	139,000円	—

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	経験年数7年以上10年未満	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	
一般行政職	大学卒	245,100円	284,100円	324,700円
	高校卒	210,800円	—	297,200円
技能労務職	高校卒	—	246,700円	254,500円

6. 職員の研修および勤務成績の評定

(1) 研修の実施状況(主なもの)

ア 一般研修 6種 受講者数 のべ101人

イ 特別研修

(ア) 専門研修 5種 受講者数 178人

(イ) 派遣研修 6種 受講者数 のべ91人

(ウ) 自主研修 受講者数 3人

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定については平成22年度から部長職・課長職において試行実施しています。

(6) 一般行政職の級別職員数等の状況(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長	10人	2.8%
6級	参事	8人	2.2%
5級	課長・主幹	56人	15.6%
4級	課長補佐・係長・主査	104人	29.0%
3級	主査・主任	116人	32.3%
2級	主事・技師	48人	13.4%
1級	主事補・技師補	17人	4.7%

(7) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当(平成23年4月1日現在)

期末手当…年間2.60月分

勤勉手当…年間1.35月分

※職制上の段階・職務の等級により役職加算が5～15%あります。

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

勤続35年…自己都合退職:47.5月分

勸奨・定年退職:59.28月分

※定年前早期退職特例措置(2～20%加算)

※退職時特別昇給はありません

ウ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

税務手当・社会福祉業務手当・火葬業務手当・夜間看護手当・拘束手当など19手当

エ 時間外勤務手当(水道・病院・介護サービス事業を除く)

支給実績…65,412千円

職員1人あたり平均支給額(23年度決算)…136千円

オ その他手当(平成23年4月1日現在)

扶養手当・住居手当・通勤手当・管理職手当

7. 職員の福祉および利益の保護

(1) 職員の健康の保持増進対策

毎年、定期健康診断を実施し、職員の健康の保持増進に努めています。

(2) 職員厚生会に対する助成の状況

項 目	金額など
① 職員厚生会に対する助成金額	4,883千円
② 会員による掛金の額	12,833千円
③ 公費負担率:①/(①+②)	27.60%
④ 会員1人あたりの補助金額:①/会員数(688人)	7,097円

8. 公平委員会の業務

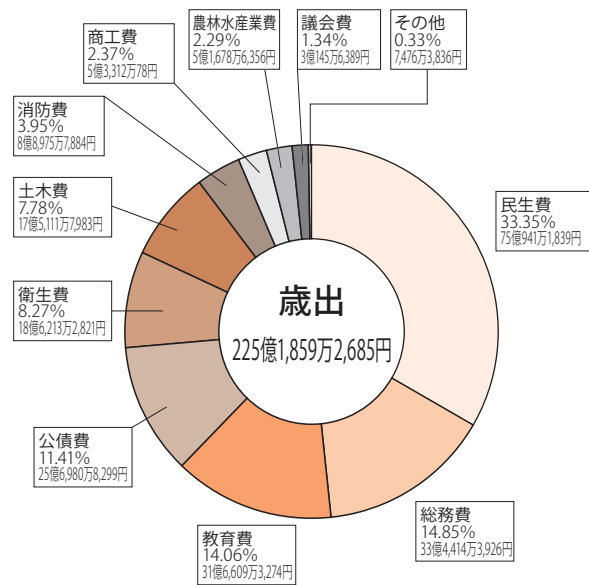
(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成23年度において、措置要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

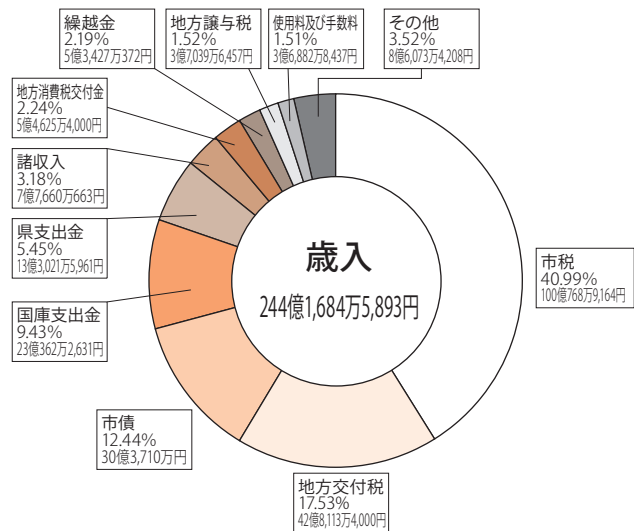
平成23年度において、不服申立てはありませんでした。

平成23年度 安中市各会計の決算報告



一般会計

安中市の平成23年度一般会計総額は、歳入が244億1,684万5,893円、歳出が225億1,859万2,685円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は18億9,825万3,208円、形式収支から翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支は、17億4,159万9,208円で、黒字決算となりました。



歳入・歳出 用語の解説

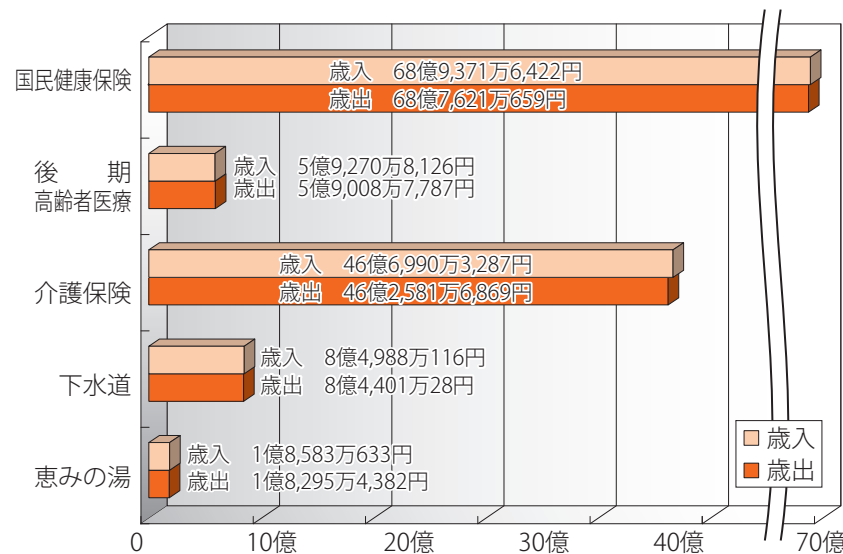
市 税…市民税・固定資産税・軽自動車税など
 民生費…福祉の充実、子育て支援などの経費です
 総務費…庁舎や財産の維持管理、戸籍管理、税金の徴収などの経費です

特別会計

特別会計は、特定の事業のために一般会計と切り離して経理しているもので、安中市の特別会計は国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、下水道事業、健康増進施設恵みの湯事業の5つの特別会計で構成されています。

平成23年度の特別会計総額は、歳入が131億9,203万8,584円、歳出が131億1,907万9,725円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は7,295万8,859円、形式収支から翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支は7,275万8,859円の黒字決算となりました。

各特別会計の歳入・歳出額は次のグラフのとおりです。



問合せ▶財政課財務係(☎内線1052)

水道事業

収益的収入及び支出

水道事業収益	
営業収益	13億3,552万6,005円
営業外収益	3,803万2,112円
特別利益	6万9,190円
水道事業収益合計	13億7,362万7,307円

水道事業費用	
営業費用	10億8,889万2,640円
営業外費用	1億6,924万5,586円
特別損失	77万6,880円
水道事業費用合計	12億5,891万8,106円

資本的収入及び支出

資本的収入	
企業債	2億8,100万円
他会計出資金	3,880万5,499円
他会計負担金	139万6,500円
固定資産売却代金	0円
工事負担金	6,268万9,200円
国庫補助金	4,417万5,000円
資本的収入合計	4億2,806万6,199円

資本的支出	
建設改良費	6億2,618万9,636円
企業債償還金	3億1,225万5,399円
資本的支出合計	9億3,844万5,035円

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億1,037万8,836円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,873万1,615円、前年度分損益勘定留保資金87万5,600円、当年度分損益勘定留保資金4億3,082万1,390円および建設改良積立金4,995万2,311円で補てんしました。

病院事業

収益的収入及び支出

病院事業収益	
医業収益	22億3,762万5,519円
医業外収益	1億5,849万5,157円
病院事業収益合計	23億9,612万676円

病院事業費用	
医業費用	24億7,390万910円
医業外費用	6,307万7,746円
病院事業費用合計	25億3,697万8,656円

資本的収入及び支出

資本的収入	
出資金	1億543万438円
企業債	4億7,600万円
県補助金	7,670万円
資本的収入合計	6億5,813万438円

資本的支出	
建設改良費	5億5,425万900円
企業債償還金	1億8,799万4,107円
資本的支出合計	7億4,224万5,007円

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,411万4,569円は、当年度分消費税資本的収支調整額2,639万2,900円および過年度分損益勘定留保資金5,772万1,669円で補てんしました。

介護サービス事業

収益的収入及び支出

総事業収益	
事業収益	3,860万1,344円
事業外収益	2万8,547円
総事業収益合計	3,862万9,891円

総事業費用	
事業費用	4,098万3,183円
事業外費用	5,808円
総事業費用合計	4,098万8,991円

資本的収入及び支出

資本的収入	
資本的収入合計	0円

資本的支出	
建設改良費	65万円
資本的支出合計	65万円

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額65万円は、過年度分損益勘定留保資金など65万円で補てんしました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、下記のとおり公表します。

○健全化判断比率(単位:%)

	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.82	20.00
連結実質赤字比率	—	17.82	30.00
実質公債費比率	10.2	25.00	35.00
将来負担比率	34.9	350.00	

○資金不足比率(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
病院事業会計	—
介護サービス事業会計	—
下水道事業特別会計	—

*実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字額が算出されないため「-」で表示しました *全ての会計で資金不足が算出されないため、資金不足比率は「-」で表示しました

国民健康保険特定健康診査 後期高齢者健康診査

今年度の健診は 11月で終了します

平成24年度の国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査は市内の下記医療機関で受診することができます。
個別健診とは、集団健診と同じ内容の検査を、市内の医療機関で実施することをいいます。医療機関や市から日時を指定することはありません。皆さんの都合のよいときに希望する医療機関で受診してください。

期間▶11月30日(金)まで

料金▶無料

健診機関▶下記の医療機関（※印の医療機関は予約が必要です）



医療機関名

アミヤ医院 385-1511	公立碓氷病院 ※ 385-8221	武井内科循環器科 393-1005
有坂内科医院 ※ 381-0485	櫻井内科医院 ※ 385-8551	半田内科医院 385-6031
いのうえ整形外科内科クリニック 380-1717	さわやかクリニック※ 382-8111	藤巻医院 393-1324
いわい中央クリニック ※ 381-2201	正田病院 ※ 382-1123	堀口医院 ※ 381-0229
上杉医院 ※ 381-0448	城田医院 ※ 385-7858	本多病院 382-1255
大貫クリニック ※ 380-1181	須藤病院 ※ 382-3131	松井田病院 393-1301
おにかた医院 ※ 385-1351	高橋医院 ※ 382-2210	みやぐち医院 ※ 384-1126
くろさわ医院 393-5311	田口医院 393-1731	茂木内科医院 ※ 382-2510

50音順

注意事項

- ◆受診票・受診券と保険証を必ず持参してください。
- ◆受診票・受診券裏面の質問票は必ず記入してください。
- ◆午前中のみを受診となります。
- ◆朝食を食べずに受診してください（薬の服用については事前にかかりつけ医とご相談ください。）

その他

- ◆受診票・受診券は、個別健診・集団健診共通です。
- ◆安中市国民健康保険の資格を喪失した場合または後期高齢者医療制度加入者で市外に転出した場合は、市から送付した受診票・受診券では受診できません。すみやかに受診票・受診券を市へお返してください。資格喪失後に受診した場合は全額自己負担になります。
- ◆集団健診を受診した人は受診できません。重複して受診した場合はあとから受けた健診費用は全額自己負担になります。
- ◆事業所などにお勤めの人で、事業所などが行う健診を受けた場合は、この健診を受ける必要はありません。お手数ですが、健診結果を安中市へお知らせください。
- ◆被用者保険の被扶養者の人の特定健康診査も上記医療機関で受診することができます。
- ◆安中市人間ドックを受診する人は、健診項目が重複するため受診できません。
- ◆肝炎ウイルス検診を同時に実施します（対象者は肝炎ウイルス検診を受けたことがない人）
- ◆平成23年度から、腎臓機能の状態を測定するために、クレアチニンと尿素窒素の検査を同時に実施しています。
- ◆4月以降に国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入された人で健康診査の受診を希望される場合は下記までご連絡ください。
- ◆各地区公民館などで実施される今年度の集団健診は10月23日で終了しました。

問合せ▶本庁国保年金課国保係（☎内線1113・1114）

国民年金からのお知らせ

問合せ▼高崎年金事務所(☎322-7731)

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が

発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付した人には、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会には、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。



保険料の追納をお勧めします

国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間については、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなりません。

また、若年者納付猶予や学生納付特例の承認を受けたまま追納しなかった場合、その期間については、年金を受けるための資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に追納する場合には、当時の保険料に経過した年数に応じて加算額が上乘せされます。くわしくは、高崎年金事務所へご相談ください。

保険料を納め忘れた人には

電話による納付のご案内をしています

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

保険料の納め忘れなどで未納となっている人に対して、日本年金機構が委託した会社(株式会社オリエントコーポレーション)が電話により保険料の納付のご案内をしています。この際、個人のプライバシーに関するについてお尋ねすることはありません。

大事な年金の受給権を失わないために、保険料はきちんと納めましょう。

国民年金保険料の納め忘れがある皆さんへ

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間がある人は、お申込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長(「後納制度」といいます)されます。

ストップ!! 児童虐待

11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待とは保護者が子どもの心や身体を傷つける行為です。大きく次の4つに分類できます。

身体的虐待	殴る、蹴る、床に落とす、たばこの火を押し付ける、異物を飲み込ませるなど
ネグレクト (養育の放棄・怠慢)	食事や風呂の世話が不十分、必要な医療を受けさせないなど
心理的虐待	ひどい言葉でおびえさせる、無視、きょうだい間の著しい差別的扱いや子どもの目の前でDVなど
性的虐待	性的な言動を強いる、性的なものを見せるなど

保護者が「しつけ」と言っても子どもが耐えがたい苦痛を感じることであれば、それは虐待です。虐待は家庭内のしつけとは明らかに異なり、子どもの心身の成長と人格形成に重大な影響を与えます。たとえ保護者であっても暴行罪、傷害罪、保護責任者遺棄罪、強制わいせつ罪などに問われます。

虐待をする保護者も苦しんでいます。虐待をする保護者は、育児への不安、家族の不和、病气、経済苦、地域からの孤立など様々な不安やストレスを抱えています。**心配な親子を見つけたら**、西部児童相談所、市役所に相談してください。親子の様子を確認し、適切な支援を行います。

また、可能なら、一人の隣人として「心配しているよ」と親子に温かく声をかけてあげてください。



○市では、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童らを早期に発見し、適切な支援を図るために、地域社会や関係機関が連携し、支援の協議を行う場として「安中市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

連絡先

- 西部児童相談所 (☎3222-2498)
- 市役所本庁子ども課 (☎内線1161)
- 支所保健福祉課 (☎内線2154)

平成24年第3回安中市議会定例会報告

9月3日から19日にかけて、17日間の日程で平成24年第3回安中市議会定例会が開催され、平成23年度の各予算の決算認定など、18議案を市長が提出しました。

- 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 安中市防災会議条例及び安中市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 安中市特別業務地区建築条例の一部を改正する条例について
- 土地の取得について
- 平成23年度安中市一般会計歳入歳出決算認定について
- 平成23年度安中市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成23年度安中市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成23年度安中市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成23年度安中市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成23年度安中市健康増進施設恵みの湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成23年度安中市水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
- 平成23年度安中市病院事業会計決算認定について
- 平成23年度安中市介護サービス事業会計決算認定について
- 平成24年度安中市一般会計補正予算(第3号)
- 平成24年度安中市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 平成24年度安中市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 権利の破棄について

安中市都市計画

マスタープランを策定するためのアンケートを実施します

市では都市計画に関する基本的な方針であります都市計画マスタープランの策定を進めています。つきましては、都市計画マスタープラン策定の基礎資料とさせていただきますことを目的として、次のとおり無作為抽出によるアンケート調査を実施します。

回答内容につきましては、目的以外に使用することはありません。

調査票が送付されました皆さんには、ご協力をお願いいたします。

なお、調査の結果につきましては、市広報などでお知らせします。

調査実施期間	平成24年11月下旬～12月中旬
調査方法	市民の皆さんの全体的な考えを把握するための無作為抽出調査
調査回答対象者	20歳以上の市民の皆さんの中から無作為で抽出した約8,000人
調査票配布方法	郵送
調査票回収方法	返信用封筒（切手不要）にて投函
主な調査事項	<ul style="list-style-type: none"> 現在のまちについて 目指すべき都市の将来像について 安中市のまちづくりについて

問合せ▼
本庁都市整備課計画開発係（☎内線1211・1212）

消すまでは 出ない行かない 離れない

住宅防火いのちを守る7つのポイント～3つの習慣・4つの対策～

○3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

○4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ・寝具、カーテンなどからの火災を防ぐために防災品を使用する
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

実施期間▼11月9日（金）～15日（木）

重点目標▼

- ①住宅防火対策の推進
- ②放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- ③特定防火対象物などにおける防火安全対策の徹底
- ④製品火災の発生防止に向けた取り組みの推進

実施事項▼

市消防団では期間中、各水利の点検・調査、サイレンの吹鳴（期間中の午前7時と午後6時）、消防署では学校などへの立入検査および水利の点検・調査、防火広報を行います。

火災の発生状況▼

今年1月からの安中市の火災は、9月末までで合計21件で、その内訳は建物火災14件、車両火災1件、林野火災0件、その他の火災が6件です。

問合せ▼安中消防署（☎38211818）

本庁安全安心課生活安全係（☎内線1131）





男女共同参画推進委員会

第20回

みんな一緒に 『まちづくり』

松本千奈美

38年前、私は保育専

門学校へ通う電車の中で、聴覚にハンディキャップを持った一人の女性に出会いました。毎日、お互いに声もかけられず目だけで



挨拶を交わし、3カ月後、勇気を出して「手話を教えてください。私と友達になつてください。」と書いたメモを渡しました。

その日からボランティアとして歩みだし、今日まで、結婚、出産、子育てをしながら、その時々合った自分にできるボランティアで地域とつながってきました。

安中手話サークル設立、手話の普及活動、安中聴覚障がい者協会設立、安中子ども劇場設立、ぐんまNPO設立等に関わり、その後『自分たちの住む地域をみんなの力でより住みやすくしたい』と、地域づくり団体『未来塾』を仲間と共に立ち上げました。現在、群馬県地域づくり協議会の二団体として、県内の団体と情報交換を行いながら、『より良いまちづくり』を目指し活動が続いています。そして、同じ地域づくり活動を家族ぐるみで体験することにより、家族で情報を共有し、お互いに理解し合うことや、同じ価値観を持つこともできました。また、活動の中では、女性も男性も、ま

ずは一個の人間としてお互いに認め合い、対等な立場で意見を出し合い、活動の方向性を決定していくため、取り組みによっては、実行委員長を女性が務めることや、女性の意見、アイデアが取り入れられることも、ごく自然に行われています。

しかしながら地域社会においては、これまでの社会の仕組みや決まりごと等は、ほとんどの場合、男性が決定することが多く、その決定の場に女性が少ないことから、女性の意見や考えがなかなか反映されない現実があるのも事実です。今年、65歳以上が三千万人を超え、その中で、10人に1人が認知症になっているとも言われています。

地域社会の中で、誰もが健康で安心して暮らしていくためには、今以上に女性の視点や気づきを活かした『地域づくり』が求められます。性差を超えて一人ひとりが暮らしていきたい地域の理想」や「今、足りないものは何か」「問題解決のためには何が必要か」等々、みんなで実際に声に出してみる事、そして誰かを変えてくれるのを待っているのではなく、「自分たちで変えていこう」という、より積極的な姿勢が『より良いまちづくり』につながるっていくのではないのでしょうか。

問合せ▼本庁企画課女性政策係

(☎ 内線 1021)

消費生活センターからのお知らせ

スーダンポンドなど国内で取扱いの少ない

『外国通貨の両替』の勧誘

【トラブル事例】

A社から「シリアポンドのパンフレットがB社から届いていないか」と電話があり、「シリアは石油等の埋蔵が確認されており将来発展する国だ。通貨価値も必ず上がる。パンフレットが届いた人しか買えないので、当社の変わりにシリアポンドを買って欲しい。高値で買い取る」と言われ購入した。

勧誘の手口では、スーダンポンド（スーダンの通貨）、イラクディナール（イラクの通貨）などの国内で取扱いの少ない外貨の両替を勧誘するパンフレットが送付された後、外貨販売事業者と別の事業者を名乗る者が消費者に電話し、「高値で買い取る」と言って両替を促したりするなど、複数の業者が登場し、共謀して購入させる手口が目立っています。

【ひとことアドバイス】

◆これらの外国通貨は、米ドルやユーロなどの基軸通貨（国際的な為替市場で中心に扱われている通貨）とは異なり、日本の主要な銀行では取り扱われておらず、日本円への再両替が困難な通貨です。

◆販売業者とは別の業者が「数倍で買い取る」と持ちかけるケースが目立ちますが、買い取りが実行されることはまずありません。「高値で買い取るので、両替して欲しい」と言われても応じないことが大事です。

◆「あなたが選ばれた」「残りわずか」などと勧誘されても、うまいもうけ話はありませんので、きっぱり断りましょう。

わからないことや困ったことがあったら、早めに市消費生活センターにご相談ください。

相談日時▼月々金曜日（祝日を除く）午前9時～午後4時

問合せ▼安中市消費生活センター（ ☎ 382-2228 ）

催し物ガイド

(10月16日現在の情報です。詳細はお問い合わせください。)

松井田文化会館

今月のピックアップ



三花繚乱 クリスマスコンサート

吉沢京子、西崎緑、桑江智子の3人の歌と踊りと語り

で綴る、華麗なステージ『三花繚乱』。吉沢京子のじっくり聞かせる朗読と語り、西崎

緑のたっぷり魅せる日本舞踊、桑江智子の「私のハートはストップモーション」など、あの歌この歌盛りだくさんのヒット曲とお楽しみトークで、魅せます、聞かせます。

日時▶12月15日(土)
昼の部:午後1時30分～(開場:午後1時)
夜の部:午後5時～(開場:午後4時30分)
場所▶松井田文化会館 大ホール
チケット▶全席指定 前売3,000円 当日3,500円
※松井田文化会館・安中市文化センター・富岡市かぶら文化ホール各窓口にて、チケット好評発売中。
※前売りで完売した場合は、当日券はございません。
※未就学児のご入場は、ご遠慮ください。

11月1日から12月15日までのスケジュール

大ホール

- 童謡フェスティバル**
11月4日(日) 13:00開場 13:30開演
主催:市生涯学習課 入場:無料(整理券有り)
- 第15回秋のコンサート**
オペラ「カヴァレリア・ルスティカーナ」
11月10日(土) 17:30開場 18:00開演
主催:松井田町音楽文化愛好会
入場:指定席3,500円 自由席2,500円
- ピアノ発表会**
11月11日(日) 10:30開場 10:45開演
主催:どれみ♪びゅあ 入場:無料
- 子どもたちの平和な未来をつくる集い(映画)**
11月17日(土) 13:30開場 14:00開演
主催:JR東労組高崎地本 入場:無料
- 講演会**
11月18日(日) 13:50開場 14:30開演
主催:(社)安中青年会議所 入場:無料
- ピアノ発表会**
11月23日(金・祝) 14:15開場 14:30開演
主催:小坂橋ピアノ教室 入場:無料
- たにぞうファミリーコンサート**
11月25日(日) 13:30開場 14:00開演
主催:松井田文化会館
入場:前売 大人1,500円 3歳以上高校生以下1,000円
当日 大人1,800円 3歳以上高校生以下1,300円
※ただし3歳未満であっても、席を必要とする場合は有料
- 三花繚乱クリスマスコンサート**
12月15日(土)
昼の部 13:00開場 13:30開演
夜の部 16:30開場 17:00開演
主催:松井田文化会館
入場:前売 3,000円 当日 3,500円

小ホール

- 第6回松井田きり絵の会展**
11月9日(金)～11日(日)
10:00～16:00(11日は15:00まで)
主催:松井田きり絵の会 入場:無料

ギャラリー

- スタンプアート展**
11月14日(水)～17日(土)
9:00～17:00(17日は15:00まで)
主催:松井田公民館(松井田町保護者の会連合会)
入場:無料

問合せ

松井田文化会館 ☎393-4400
午前8時30分～午後5時15分の間
休館日はP22をご確認ください

安中市文化センター

今月のピックアップ

市民パソコン教室

パソコンに関してお困りの皆さんをボランティア講師がサポートします。

※ノートパソコンの持込も可
日時▶毎週木・土曜日午後1時30分～3時30分
場所▶文化センターパソコン室
料金▶無料

※予約不要、直接会場へお越しください。
※開催日程はイベントカレンダーをご覧ください。

初心者パソコン教室

パソコン初心者のためにボランティア講師によるパソコン講座を開催しています。パソコン操作の基礎からワード、メール、エクセルなど、内容別の講座です。

1講座計12時間で、年3回を予定しています。今年度第3回目は2月頃に4種類計7講座を開催いたします。詳しくはおしらせ版に掲載します。皆さんのご応募お待ちしております。

11月1日から12月15日までのスケジュール

ホール

- 交通安全母の会**
11月2日(金) 9:30～12:00 入場:関係者
問合せ:市安全安心課(☎内線1132)
- 加藤登紀子コンサート**
11月3日(土・祝) 16:00～18:00
入場:前売3,500円 当日4,000円
- 安中歌謡教室 発表会**
11月4日(日) 12:00～17:00 入場:無料
問合せ:安中歌謡教室(☎362-2757)
- 群馬県高校芸術祭 演劇部門県大会**
11月10日(土)、11日(日)
9:30～18:00 入場:無料
問合せ:県立前橋南高校(☎027-265-2811)
- スキー映画会**
11月15日(木)18:00～20:00 入場:600円
問合せ:安中市スキークラブ(☎090-2753-6691)
- 安中市戦没者追悼式**
11月17日(土) 10:00～12:00 入場:関係者
問合せ:市福祉課(☎内線1151)
- 岩野谷地区芸能発表会**
11月18日(日) 10:00～15:30 入場:無料
問合せ:社協岩野谷支部(岩野谷公民館(☎382-4368))
- 安中市青少年健全育成市民のつどい**
ファミリーミュージカル「フランダースの犬」
11月24日(土) 14:00～16:10
入場:無料(要整理券)
問合せ:市生涯学習課(☎内線2241)
- トリオ・アンファリアのアフタヌーンコンサート**
11月25日(日) 14:00～16:30
入場:小・中学生、会員1,500円 一般前売1,800円 当日2,000円
問合せ:安中・群響を応援する会(☎382-2124)
- 人権教育講演会**
11月30日(金) 15:00～16:50 入場:無料
問合せ:安中市人権教育推進委員会(☎内線2245)
- 新島学園中学校高等学校演劇部**
12月9日(日) 13:30～16:00 入場:無料
問合せ:新島学園演劇部(☎381-0240)

学習室など

- 安中文化会 文化講座**
11月17日(土) 13:30～15:30
会場:3F大会議室 入場:無料(当日先着50人)
問合せ:安中文化会(☎381-0586)
- 図書読み聞かせ**
11月24日(土)、12月22日(土) 14:00～15:00
会場:1F談話コーナー 入場:無料
問合せ:安中図書館(☎381-0529)

問合せ

安中市文化センター ☎381-0586
午前8時30分～午後5時15分の間
休館日はP22をご確認ください



生涯学習だより

第7回

「あんなか市民フェスティバル」

第36回市民展

- 日時▶11月22日(木)～27日(火)
午前10時～午後4時(最終日は午後3時まで)
- 会場▶安中体育館(旧安中高校体育館)
- 作品展▶
- 造形美術展(第58回安中市造形美術展)
・チャリティー作品展示有り
 - 美術手工芸展
・チャリティー作品展示有り
・「パッチワーク(平成25年の干支)体験会」開催
24日(土)25日(日) 午前10時30分～ 各日先着50人
会場:体験特設会場
 - 市民書道展
・チャリティー作品展示有り
 - 市民写真展
 - 市民華道展
 - 郷土資料展
 - 児童生徒作品展(安中地域小中学校) 会場:2階
 - くらしの会工夫展
 - ユネスコ資料展
 - 市民の茶席(入場無料)
24日(土)・25日(日) 午前10時～ 先着200人

主催:安中市市民展実行委員会
後援:安中市教育委員会



問合せ▶生涯学習課生涯学習係(☎内線2244)

平成24年度

安中市人権教育講演会

市では、今年度「外国籍の人たちの人権」をテーマに、人権教育を推進しています。

人権週間の始まりに合わせて、『世界には「生きるために命をかける子どもたちがいる」』と題して、元カンボジア難民の女性・作家の久郷ポンナレットさんを講師に、人権教育講演会を開催します。

日時▶11月30日(金) 午後3時10分～

場所▶安中市文化センター ホール

内容▶演題:世界には「生きるために命をかける子どもたちがいる」

講師:元カンボジア難民の女性・作家
久郷ポンナレットさん

定員▶先着800人(入場無料)

講師紹介▶カンボジア・プノンペンに生まれる。ポル・ポトによる暴政のために両親、きょうだい4人を失いながらも、過酷な強制労働に従事させられ、死の瀬戸際で一命を取りとめる。1980年にインドシナ難民として留学中の長姉を頼って来日。「学んで一人前になりたい」と16歳で小学校4年生に編入。働きながら夜間中学校に通った。その後日本人男性と結婚し、日本国籍を取得する。35歳で通信制高校に進む。日本での生活で繰り返し外国人差別に遭い、日本社会の分厚い壁を体験。一人ひとりのちょっとした振る舞いで、国と国との関係も変わる。冷たくされれば誤解が誤解を生む。親切にされれば「優しさの循環」が始まると、自らの体験を語る。



平成23年度人権作品集「おもいやり」から許そう

安中市立第一中学校 二年 田島 千聖

私は、ずいぶん前に、一度だけ人権について深く考えたことがあります。とても深く考えて、考えて、一つの答えを出しました。

ちょうど夏が終わり、たくさんの人が紅葉を楽しみに日々を過ごしていたときでした。ある日、私と仲の良かった友達がかう言いました。

「あたし、あの子嫌い。みんなにひどいことするし。絶対あの子のこと好きな人いないよね」と。

たまたまそのとき周りにいた子たちも、友達の意見に同調し、話は盛り上がり、ついに、あの子をはじく。という結論にいたってしまいました。そしてその翌日から、その子にはじかれ始めました。みんながその子に話しかけず、また話しかけられてもそれとなく話題をはずし、自分たちにはかわからない話を始める。そんな日々が何日か続くと、その子は、休み時間中もずっと黒板の方を向いていたり、本を読んだりして過ごす、とても静かな子になってしまいました。みんなはそれを見て、「いい気味。自分のやったことは、ちゃんと償わないとねー。」とか、
「あの子はやったことを返しているだけなんだから、うちらは無罪だよ。」
と言いました。(次号へつづく)

問合せ▶
生涯学習課生涯学習係(☎内線2244)

学習の森

だより

No.70



『安中の』○○○回

ふるさと人物伝⑥「山田三川」やまださんせん その2

学習の森 文化財係

新島襄旧宅裏の詩碑公園に「漆園記」(写真参照)と刻まれた碑が建っています。これには三川の撰文で大略次のように記されています。「上州の土地は桑や漆に適していて、民は蚕の飼育に勤しんでいる。それ故、桑の利は知っているが、漆の利が桑の倍もあることを知らない。そこで安政2年に和田義生・渥美貞行・山田載飛(三川)らが、藩主勝明公の命を受けて領内の間地を選び民に漆の苗凡そ百万本を植えさせた。そして父老と次のような約束をした。すなわち、その利益を四等分して、一分を地主に与え、一分を植え付けの費用に当て、一分を税として官に納め、残りの一分をもって領内の窮民を助けること。これを永く世の規約とするため、石に刻んで後代に伝え、農政に係わる者がこの法を曲げたり、利益を奪うことのないようにする。」藩政改革に情熱を燃やす板倉勝明は、殖産興業と領民救済の方策として漆栽培を安中藩に導入しました。三川は漆に大変詳しく、この事業が彼の発案によるものであることは疑いありません。しかし勝明が安政4年(一八五



守ろう文化財
平成24年度
「文化財愛護ポスター」
最優秀作品(敬称略)
山下愛莉
(西横野小5年)

七)に世を去り、三川自身も文久2年(一八六二)に亡くなり、相次いで推進者を失ったこの事業は失敗に終わりました。けれども利益の一部を貧民救済のために使うことを石に刻み公言したことは為政者として立派な態度でありました。

三川は、本業である儒学の著作のほか、日記を多く残しており、三川の外孫にあたる弓削田精一氏(ジャーナリスト・安中藩儒弓削田雪溪の子)が整理保管していたものを水海道の三川研究者富村登氏が「三川雑記」として発表しました。この「三川雑記」には、天保の飢饉について多く記されており飢饉の実態を知る上で貴重な記録となっています。また、同じく富村登氏によって「山田三川」が昭和41年に刊行されています。地元安中では、三川と交友のあった多くの学者からの書簡や蝦夷地の探検家として知られる近藤重蔵(正斎)宛てた著名人の書簡が三川の子孫に伝えられており安中市指定重要文化財となっていました

が、こちらにも「正斎三川雲霧集」として昭和54年安中文化会から刊行されています(終わり)。



漆園記碑(市指定史跡)

ジエルクヤンドル講座

日程▼12月22日(土)
時間▼午前10時～正午
場所▼市民ギャラリー
内容▼ジエルクヤンドルづくり
定員▼50人(先着順)
材料費▼1個500円

ジエルクヤンドルが服につく可能性もありますので、汚れてもよい服装、もしくはエプロンをご持参ください。

申込み▼ふるさと学習館までお電話ください
申込み開始日▼11月14日(水)



木の実人形講座

日時▶第1回 11月17日(土) 午後1時～午後3時30分
第2回 11月18日(日) 午前9時30分～正午
内容▶木の实拾い・木の实人形制作

お詫びと訂正

10月1日号の掲載内容(竹細工講座)に次のとおり誤りがありました。

誤 箕(みの)
↓
正 箕(み)

お詫びして訂正いたします。



問い合わせ先▶
安中市学習の森 ふるさと学習館
Tel.027-382-7622 Fax.027-382-7623
Mail: furusato@des.city.annaka.gunma.jp

詳細は
10月1日号を
ご覧ください。



身体障害者連合会スポーツ大会

9月11日(火)に、スポーツセンターで、安中市身体障害者連合会スポーツ大会が開催されました。当日は強い日差しの中、大会には60人の皆さんが参加し、輪投げをはじめ砲丸投げ、ペタンクなど8種目が行われ、額に汗を浮かべながら競技に熱中していました。



福祉ふれあいまつり

9月16日(日)に、スポーツセンターにおいて、第12回福祉ふれあいまつりと安中市社会福祉大会が開催されました。当日は、各種団体のステージ発表や模擬店、福祉バザーなどさまざまなイベントが行われ、子どもからお年寄りまで約8,000人が訪れ、大変にぎわいました。(写真は高齢者疑似体験コーナーです)



理容ボランティア

9月10日(月)に、全国理容連合会による理容ボランティア活動が全国一斉に行われました。市内では、老人保健施設において訪問(福祉)理容が行われました。この活動は、お年寄りに敬老の日をさわやかな気分で迎えていただこうと平成20年度から毎年行っているものです。



第40回福祉パレード

9月11日(火)に、第40回福祉パレードが開催され、西毛地区のパレード隊が市役所本庁舎を訪れました。このパレードは、知的障害を持つ人への深い理解と福祉制度の充実・支援などを求め県内を4ブロックに分けて行っているもので、9月の「知的障害者福祉月間」にちなみ、毎年行われています。



選挙ポスターコンクール審査会

9月7日(金)に、学習の森ふるさと学習館において、明るい選挙啓発ポスターコンクール審査会が行われました。市内の小・中・高校から403点の応募があり、その中から入賞・入選作品の計70点が決定されました。
なお、入賞作品のうち、中田志穂さん(第一中学校1年)、田中美詞さん(松井田南中学校3年)の作品が群馬県審査で入賞し、“優秀”に選ばれました。



ゆかりの地ウォーク

9月8日(土)に、新島襄ゆかりの名所や旧跡などを巡る「新島襄・八重ゆかりの地ウォーク」が観光散策コース「新島襄ヒストリート」で開催されました。県内外から参加した105人の皆さんは、約3キロの道のりを安中市観光ボランティアガイドの説明を受けながら歩きました。



夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会

8月29日(水)に、秋間地区のみのりが丘パノラマパークで、安中市夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会が開催されました。当日は、朝焼けの清々しい空気の中、1,000人を超える人が集まりました。また、体操の様子がNHKラジオ第1に生中継されました。



いつまでもお元気で

9月4日(火)に、敬老の日になみ、市内の該当する高齢者の皆さんに敬老祝金が送られました。当日は、岡田市長も市内各地区の最高齢者や老人施設を訪問し、敬老祝金と記念品を手渡しました。(写真は明嶺荘)



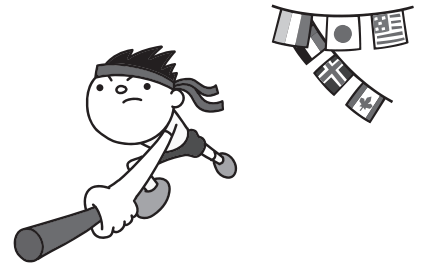
救急の日記念事業

9月21日(金)に、松井田文化会館において救急の日記念講演およびAEDの取扱いや心肺蘇生法などの実技指導が行われました。記念講演は、日本蛇族学術研究所の堺淳主任研究員による「毒蛇咬症の診断と対処」と題し行われました。実技指導では、安中消防署の職員による指導が行われました。



国民体育大会壮行会

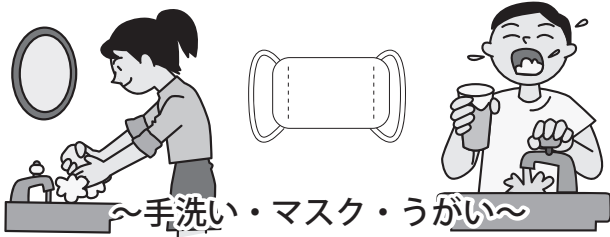
9月29日(土)から10月9日(火)まで岐阜県で開催された、ぎふ清流国体(第67回国民体育大会)の出場選手の壮行会が9月20日(木)に市役所本庁舎で行われました。選手の皆さんは市長や市体育協会会長などから激励の言葉を受け、大会での健闘を誓いました。



100歳おめでとうございます

田中菊枝さん(安中三丁目 写真上)、大宮勝永さん(高別当 写真左)、松井はなさん(郷原 写真なし)がこの程、100歳の誕生日をむかえられ、お祝い品が贈られました。これからも元気にお過ごしください。

「流行」には、のらないで
予防が大切インフルエンザ



市民 INFORMATION

市役所

〒379-0192 安中市安中一丁目23-13
☎382-1111 FAX381-0503

ホームページアドレス：
http://www.city.annaka.gunma.jp
メールアドレス：
kouhou@city.annaka.gunma.jp

市内幼稚園紹介パネル展示

市内各幼稚園では各園を紹介するパネルの展示を次のとおり実施します。各園の活動を知る貴重な機会ですので、皆さんぜひお越しください。

日時・場所▼

11月1日(木)～15日(木) 本庁1階市民ロビー
11月16日(金)～30日(金) 支所1階ホール
両会場とも午前9時～午後5時
※15日・30日は午後4時まで。
※土・日・祝日を除く。

問合せ▼

安中市私立幼稚園協会(担当:いそべこども園幼稚園部)
☎385-8021

「反射材つけて輝く身の用心」

上州ぴかっと運動実施中

群馬県警では、増加する高齢者の事故を防ぐため、反射材着用を訴える「上州ぴかっと運動」を実施しています。

日没の時間が早まり、事故に巻き込まれる可能性が多くなっています。交通事故には十分注意し、反射材の着用や貼付を心がけましょう。

期間▼9月1日～12月31日

問合せ▼

安中警察署
☎381-0110



第2回安中城址にぎわい朝市

～東日本大震災復興支援～

安中市商工会では、安中市の地域振興とともに引き続き本年も東日本大震災に係る被災地復興支援として、石巻・八戸・気仙沼から海産物販売業者を招き、また、今回は三崎朝市協同組合も加え、海産物を販売いたします。このほか来年のNHK大河ドラマ「八重の桜」より、安中市に関係の深い会津若松観光物産協会を招き、盛大に開催いたします。

皆様お誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください。

日時▼11月23日(金・祝) 午前8時30分～午後2時

場所▼安中市商工会館駐車場および商工会館前大名小路通り

※当日は早朝より安中市商工会館前の通りが通行止めとなります。ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

内容▼模擬店、豪華商品の当たる大抽選会など

問合せ▼安中市商工会 ☎382-2828



子どもが急病になったら

■群馬子ども救急相談「#80000」

子どもが急病で医療機関にかかるかどうかの判断に迷ったときに、専門相談員が、受診の必要性や家庭でできる対処方法などをアドバイスします。

相談日・時間	月曜～土曜日 午後7時～午前0時 日曜・祝日・年末年始 午前9時～午前0時
相談方法	電話(短縮番号#80000) ダイヤル式電話・IP電話などをご利用の方は、携帯電話からおかけください。
相談体制	保健師または看護師が常時対応します。

意識不明など、明らかに緊急を要する場合には、119番をご利用ください。また、できる限り通常の診療時間内に医療機関を受診いただくなど、ご協力をお願いします。

問合せ▼本庁健康づくり課予防係(☎内線1172)

相談案内

11月1日→12月15日

<p>行政相談 本庁 11/1・15 12/6 9時～12時 支所 11/5 12/3 13時30分～16時</p> <p>無料法律相談 本庁 11/2・16 12/7 13時～16時 ※要電話予約 法制課 (☎内線1043)</p> <p>人権相談 本庁・支所 11/15 13時30分～15時30分 12/6 13時30分～16時</p> <p>家庭児童相談 電話相談・面接相談 (本庁子ども課) 月～金曜 (祝日を除く) 9時～16時 ※要電話予約 子ども課 (☎382-8005)</p> <p>健康相談 (生活習慣病・アスベスト・育児・栄養相談など) 本庁 月～金曜 (祝日を除く) 8時30分～17時15分 支所 11/9 12/14 9時30分～11時30分</p> <p>妊婦生活相談 (母子手帳交付) 本庁・支所 月～金曜 (祝日を除く) 8時30分～17時15分</p> <p>消費生活相談 消費生活センター (本庁敷地内) 月～金曜 (祝日を除く) 9時～16時 (☎382-2228)</p> <p>労働相談 本庁 11/6・20 12/4 13時30分～16時 ※要電話予約 商工観光課 (☎内線3221)</p> <p>無料税務相談 本庁 11/8 12/13 13時～16時 支所 12/4 13時～16時</p>	<p>※要予約 税務課 (☎内線1061)・住民課 (☎内線2161)</p> <p>障害者相談 知的・身体障害者相談 (本庁・支所) 月～金曜 (祝日を除く) 8時30分～17時15分 精神障害者相談 (ヌアリーベ ☎380-5385) 月～土曜 (祝日を除く) 10時～18時</p> <p>青少年相談 電話相談・面接相談 (支所内青少年センター) 月・火・水・金曜 (祝日を除く) 9時～14時 ※要電話予約 (☎393-4777)</p> <p>介護相談 電話相談・面接相談 (本庁・支所) 月～金曜 (祝日を除く) 8時30分～16時 ※要電話予約 本庁介護高齢課 (☎内線1189) 支所保健福祉課 (☎内線2155)</p> <p>心配ごと相談 地域福祉支援センター 毎週木曜日 (祝日を除く) 9時～11時30分 基幹集落センター 毎週月曜日 (祝日を除く) 13時30分～16時</p> <p>青色申告記帳相談 安中商工会 月～金曜 (祝日を除く) 9時～12時 松井田商工会館 月～金曜 (祝日を除く) 9時～17時</p> <p>交通事故相談 安中交通安全協会 毎週火・水曜日 (祝日を除く) 9時～16時 ※要電話予約 (☎382-0211)</p>
---	---

健康通信

11・12月は乳がん検診・子宮がん検診の集団検診があります。また、乳がん検診・子宮がん検診の個別検診も引き続き実施中です。どの検診も申込者に対して受診票が個別に郵送されます。日時・会場などは通知をご覧ください。申し込んでいない人で受診を希望する人は、本庁健康づくり課(☎内線1172)にお問い合わせください。

本庁市民課 休日窓口開設日

11月4日(日)・18日(日) 12月2日(日)
午前8時30分～正午
業務内容
○住民票の写しの交付
○戸籍謄本・抄本の発行
○印鑑証明書の発行
○その他市民課取扱各種証明書の発行

給水管修理事業 (11月1日～12月15日)

11月		12月	
1日	C・F・P	16日	E・M・N
2日	L・S・W	17日	C・H・Q
3日	T・V・Z	18日	I・O・W
4日	U・X・Y	19日	F・P・Z
5日	B・G・K	20日	L・S・U
6日	D・J・R	21日	B・T・V
7日	A・E・N	22日	J・X・Y
8日	H・M・Q	23日	A・G・K
9日	C・I・O	24日	D・M・R
10日	F・P・W	25日	C・E・N
11日	L・S・Z	26日	H・Q・W
12日	T・U・V	27日	I・O・Z
13日	B・X・Y	28日	F・P・U
14日	G・J・K	29日	B・L・S
15日	A・D・R	30日	J・T・V

上水道と簡易水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。【安中市管工事協同組合 ☎385-4401】

業者名	TEL	業者名	TEL
A 今川設備	382-9433	N (有)武美工業	382-5061
B (有)入沢電気商会	382-1609	O (有)田中工作所	385-4126
C 碓氷設備	381-2730	P (株)半田組	385-8374
D (有)内堀設備工事	393-0157	Q (有)福美商事	381-0293
E (有)金子屋商店	393-0332	R (有)松本住設	385-6278
F (有)黒須設備工業	381-1148	S (株)茂木設備	381-6616
G 群栄工業(株)	393-1012	T (有)山田タイル工業	381-0075
H 児玉工業(有)	393-3118	U (株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
I (有)佐藤商店	395-2323	V (株)ユタカ	385-7647
J 佐藤燃料(株)	381-1111	W オオカワラ住器	382-1987
K (有)渋谷設備	381-1262	X 反町備工	393-3420
L (有)ジーワイ燃設	382-2891	Y 第一設備工業(有)	385-8769
M (有)須藤工業	381-2322	Z (株)フェニックス	382-5262

行事カレンダー

11月1日→12月15日

日曜日	行事名	日曜日	行事名	日曜日	行事名
11月		17日	土 ●安中文化会 文化講座 文化センター 13:30～15:30	12月	
1日	木 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	18日	日 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	1日	土 ●小学生駅伝競走大会 スポーツセンター 8:30～
2日	金 ●ふるさと学習館臨時休館日 ●旧丸山変電所内部公開 10:00～15:00 11/8まで	19日	月 ●市民課休日窓口 8:30～12:00	2日	日 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
3日	土 ●安中市菊花大会(～11/20) 磯部公園内特設会場 ●第12回企画展(～2/3) 学習の森	20日	火 ●市民課休日窓口 8:30～12:00	3日	月 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
4日	日 ●市民課休日窓口 8:30～12:00 ●第22回童謡フェスティバル 文化センター 13:30～	21日	水 ●市民課休日窓口 8:30～12:00	4日	火 ●市民課休日窓口 8:30～12:00
5日	月 ●安中ふれあいスポーツフェア スポーツセンター 9:00～	22日	木 ●市民フェスティバル 市民展① 安中体育館 10:00～16:00	5日	水 ●市民課休日窓口 8:30～12:00
6日	火 ●碓氷歴史考古学講座 第2講 古文書講座(初心者編)⑤ 学習の森 13:30～15:30	23日	金 ●市民フェスティバル 市民展② 安中体育館 10:00～16:00	6日	木 ●市民課休日窓口 8:30～12:00
7日	水 ●ふるさと学習館振替休館日	24日	土 ●市民フェスティバル 市民展③ 安中体育館 10:00～16:00	7日	金 ●市民課休日窓口 8:30～12:00
8日	木 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	25日	日 ●市民フェスティバル 市民展④ 安中体育館 10:00～16:00	8日	土 ●市民課休日窓口 8:30～12:00
9日	金 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	26日	月 ●市民フェスティバル 市民展⑤ 安中体育館 10:00～16:00	9日	日 ●市民課休日窓口 8:30～12:00
10日	土 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	27日	火 ●市民フェスティバル 市民展⑥ 安中体育館 10:00～16:00	10日	月 ●市民課休日窓口 8:30～12:00
11日	日 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	28日	水 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	11日	火 ●市民課休日窓口 8:30～12:00
12日	月 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	29日	木 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	12日	水 ●市民課休日窓口 8:30～12:00
13日	火 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	30日	金 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	13日	木 ●市民課休日窓口 8:30～12:00
14日	水 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30			14日	金 ●市民課休日窓口 8:30～12:00
15日	木 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30			15日	土 ●市民課休日窓口 8:30～12:00

休館のご案内

恵みの湯	11/6・20 12/4	碓氷川熱帯植物園	11/6・13・20・27 12/4・11
峠の湯	11/13・27 12/10～13	スポーツセンター(※は温水プールのみ休業です)	11/5・6・12※・19・26 12/3・10※
鉄道文化むら	11/6・13・20・27 12/4・11	学習の森(※はふるさと学習館のみ休館です)	11/1※・2※・6・7・13・20・27・28
文化センター(※は図書館のみ休館です)	11/6・7・10・20・27・28・30※		12/4・11
	12/4・11	老人福祉センター	11/5・6・12・19・26・27 12/3・10
文化会館	11/5・12・19・20・26・30 12/3・10		

『こうめちゃん』が

INFORMATION

ゆるキャラグランプリ 2012にエントリーしました



安中青年会議所(安中JC)が本年公募して誕生した安中市のマスコットキャラクターの「こうめちゃん」がゆるキャラグランプリ2012にエントリーをしました。この「ゆるキャラグランプリ」は、ゆるキャラ(R)を通じてそのふるさとに触れ、日本を再発見してもらうことを目的にゆるキャラ(R)グランプリ実行委員会により主催されています。全国に安中市をPRするためにエントリーをした「こうめちゃん」をみなさん応援よろしくお願いします。

ゆるキャラグランプリ2012の投票はWEBサイトにて行っています。
<http://www.yurugp.jp/>(もしくは「ゆるキャラグランプリ2012」で検索)
※投票期間:2012年11月16日(金)まで

問合せ▶安中市(社)安中青年会議所
安中市安中3-11-3安中市商工会館内JCルーム
(☎382-2824)
(月・水・金の午前10時～正午、午後1時～3時)

CONCERT

たにぞうファミリーコンサート



「たにぞう」こと谷口國博さんは、東京都の保育園に5年間勤務した後、フリーの創作あそび作家になる。子育て雑誌、新聞、保育雑誌にあそびやエッセイなど執筆中。テレビ番組への楽曲提供や振り付け、CMの振り付けなども多数こなしているが、現在はそれにとどまらず、ご本人もテレビ番組に登場している。

また、全国の保育園・幼稚園の先生方の講習会、親子コンサートなどでも活躍中。

皆さんも、たにぞうさんと一緒に楽しく歌って体を動かしてみませんか?子どもから大人まで、ご家族で楽しめるコンサートです。是非、お出かけください。

日時▶11月25日(日)午後2時～(開場:午後1時30分)

場所▶松井田文化会館 大ホール

※松井田文化会館・安中市文化センターの各窓口にて、チケット好評発売中。

※3歳以上有料、3歳未満無料。ただし、3歳未満であっても、お席を必要とする場合は有料となります。

※前売りで完売した場合は、当日券はございません。

チケット▶全席自由

	大人	高校生以下
前売	1,500円	1,000円
当日	1,800円	1,300円

問合せ▶安中市松井田文化会館
(☎393-4400)

東日本大震災に関する義援金について

がんばろう日本

市では、被災者救援のため、次のとおり義援金の受け付けをしています。

受付窓口▶本庁福祉課社会福祉係(☎内線1152)・支所保健福祉課福祉子ども係(☎内線2157)

受付期間▶平成25年3月31日(日)まで(受付期間が延長されました)

義援金の取扱▶受け付けた義援金は、日本赤十字社を通じて被災地に送金されます。

こちらをご覧ください 日本赤十字社ホームページ <http://www.jrc.or.jp/index.html>